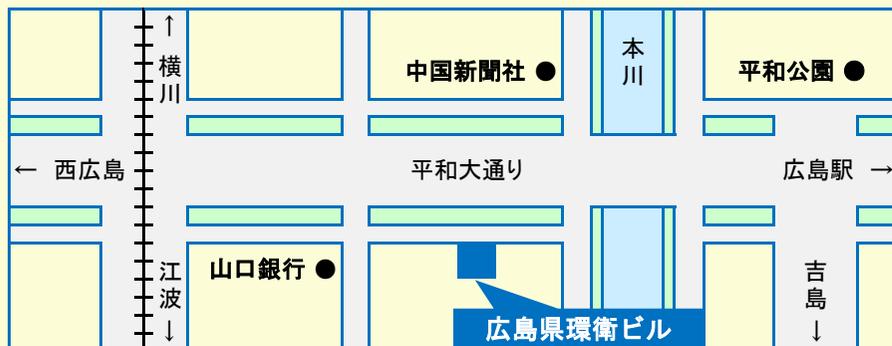


広島県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)に基づき、生衛業の経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の維持向上を図るとともに、利用者消費者の利益を守ることを目的としています。



生活衛生同業組合

生衛法に基づき、業者が、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図るため、業種ごとに組織した団体です。加入すると(株)日本政策金融公庫から、有利な条件で融資が受けられます。

区 分	電 話 番 号	事 務 所	
広島県生活衛生営業指導センター	082-532-1200	730-0856 広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル	
広島県生活衛生同業組合連合会	082-234-0430		
広島県興行生活衛生同業組合	082-293-9919	730-0856 広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル	
広島県クリーニング生活衛生同業組合	082-234-1755		
広島県理容生活衛生同業組合	082-296-1001		
広島県美容業生活衛生同業組合	082-296-2220		
広島県公衆浴場業生活衛生同業組合	082-293-7848		
広島県ホテル旅館生活衛生同業組合	082-296-1021		
広島県食肉生活衛生同業組合	082-296-0700		
広島県飲食業生活衛生同業組合	082-293-7845		
広島県料理業生活衛生同業組合	082-233-1141		733-0012 広島市西区中広町1-16-4 東洋観光(株)内
広島県社交飲食生活衛生同業組合	082-293-7907		730-0856 広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル
広島県喫茶飲食生活衛生同業組合	082-293-9908		
広島県すし商生活衛生同業組合	082-296-1751		
広島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	0848-66-2111	723-0134 三原市新倉2-16-1 鳥巧商事(株)内	

広島県生活衛生営業指導センター



公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター

730-0856 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル8階
 TEL 082-532-1200 FAX 082-532-2210
 URL <http://www.seiei.or.jp/hiroshima/>
 Mail hiroshimacenter@seiei.or.jp



広島県生活衛生営業指導センターのご案内

生活衛生関係営業（生衛業）を応援します。

■ 衛生・営業など、経営全般の相談

生衛業の設備、経理、税務、労務など

■ 日本政策金融公庫の融資の相談

お店の開業・改装資金、運転資金など

■ 生衛業に対する各種研修の実施

クリーニング師・特別相談員研修など

■ 消費者や利用者からの苦情受付

お店やサービスについての苦情など

■ 標準営業約款（Sマーク）の登録

理容、美容業、クリーニングなど



各種の相談に応じます。資料も提供します。

■ 月曜日から金曜日まで（休日、祝日を除く）

受付時間は、午前10時から午後4時まで

■ 相談、資料提供の秘密は守ります。（無料）

来所の場合は、電話でお知らせください。

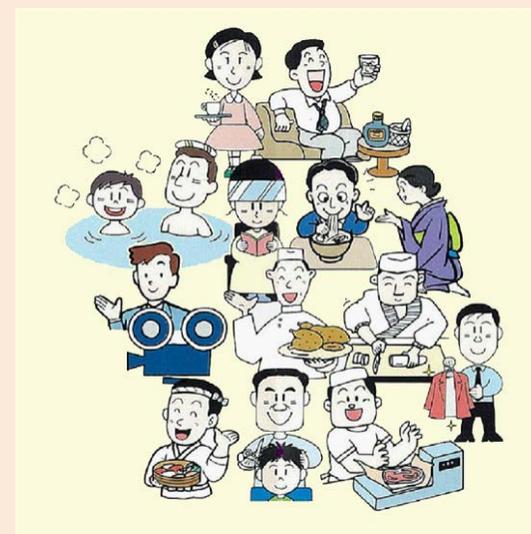


生活衛生関係営業（生衛業）のご案内

生衛業は、日常生活に密着した営業です。

13 業種

興行
 クリーニング
 理容
 美容業
 公衆浴場業
 ホテル旅館
 食肉
 飲食業
 料理業
 社交飲食
 喫茶飲食
 すし商
 食鳥肉販売業



Sマークは、3つのSをお約束します。

Safety	安全であること
Standard	安心であること
Sanitation	清潔であること



Sマークのお店は、厚生労働大臣が認めた安全・安心・清潔なお店です。